第四号様式（第十七条関係）

空港脱炭素化推進計画変更認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

申請者
空港管理者名
代表者の氏名
住　　所

年　　月　　日付けで認定を受けた空港脱炭素化推進計画について、空港法第25条第５項の規定に基づき、関係書類を添えて変更の認定を申請します。

第五号様式（第16条関係）

（表）

（略）

空港法第39条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

２～４　（略）

第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　第39条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

（権限の委任）

第21条

２　前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑹　法第39条第２項の規定による権限

（新設）

第三号様式（第16条関係）

（表）

（略）

空港法第32条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

２～４　（略）

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　第32条第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

（権限の委任）

第17条　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑸　法第32条第２項の規定による権限

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改　正　後	改　正　前
（空港法施行規則の準用）	（空港法施行規則の準用）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２　（略）	２　（略）